上高井戸端 会則

(名称)

第1条 この会は、上高井戸端(読み方は「かみたかいどばた」、以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、この人に会えてよかったと思える仲間づくり、ここに住んでよかったと思える町づくりをすることを目的とする。

(活動内容)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の活動(事業)を実施する。
- (1) 多世代交流に関する活動
- (2) 食を通した居場所づくりの活動
- (3) その他、目的を達成するために必要な活動

(会員)

- 第4条 本団体の会員は、次の二種類とする。
- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、活動の担い手として入会登録をした者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会登録をした者とする。

(役員)

第5条 本会には以下の役員を置く。

代表 1名

副代表 2名

会計 1名

(役員の選出と任期)

第6条 役員の選出は互選によって行い、任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

(会の運営)

第7条 役員は年1回総会を開催する。会員は必要に応じ運営企画会議等の開催を役員に要請する ことができる。

(会計)

第8条 本会の経費は会費、寄付金、助成金等をもって充てる。

(連絡先)

第9条 本会の連絡先は、副代表宅とする。

※本会則は、令和2年6月24日より施行する。